

国立大学法人群馬大学企画戦略室設置要項

平成 28. 9. 14 制定

(設 置)

第 1 学長が命ずる重点戦略課題等へ機動的に対応するため、学長の下に、国立大学法人群馬大学企画戦略室（以下「企画戦略室」という。）を置く。

(業 務)

第 2 企画戦略室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学長が命ずる重点戦略課題等に係る情報の収集及び分析に関すること。
- (2) 学長が命ずる重点戦略課題等に係る企画・立案及び推進に関すること。
- (3) その他企画戦略室の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第 3 企画戦略室は、次のとおり組織する。

- (1) 室長
- (2) 副室長
- (3) 企画戦略室員
- (4) 経営戦略チーム
- (5) プロジェクトチーム
- (6) その他学長が必要と認めた者

(室 長)

第 4 企画戦略室に、室長を置き、学長が指名する教員をもって充てる。

- 2 室長は、学内の連絡調整を行うとともに、プロジェクトチームの調整及びとりまとめ等企画戦略室の業務を掌理する。

(副室長)

第 5 企画戦略室に、副室長を置き、学長が指名する事務職員をもって充てる。

- 2 副室長は、室長を補佐し、室長に事故があるときはその職務を代行する。

(経営戦略チーム)

第 6 企画戦略室に、経営戦略チームを置き、学長が命ずる重点戦略課題等のうち経営戦略に関する業務を行う。

- 2 経営戦略チームにチームリーダーを置き、室長をもって充てる。
- 3 経営戦略チームの構成員は、学長が指名する教職員をもって充てる。

(プロジェクトチーム)

第 7 企画戦略室に、特定の課題について専門的な調査、企画立案等を行うため、学長の命を受けて、プロジェクトチームを置くことができる。

- 2 プロジェクトチームの構成員は、学長が指名する教職員をもって充てる。
- 3 プロジェクトチームに関し、必要な事項は別に定める。

(事 務)

第 8 企画戦略室の事務は、総務部企画評価課において処理する。

(要項の改廃)

第 9 この要項の改廃は、役員会の議を経て、学長が行う。

(雑 則)

第 10 この要項に定めるもののほか、企画戦略室の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成 28 年 9 月 14 日から施行する。